

鶴見区制 100 周年記念キャッチフレーズ案 募集要項

1 趣旨

横浜市鶴見区（以下、「鶴見区」という）の鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」という）では、令和 9 年に区制施行 100 周年を祝うため、鶴見区制 100 周年を広報するキャッチフレーズ案を募集します。

2 応募規定

下記【鶴見区制 100 周年記念事業のコンセプト】を踏まえた鶴見らしさを表現し、多くの区民に親しまれるユニークな鶴見区制 100 周年を広報するキャッチフレーズ案を募集します。

- ・ 5 文字から 20 文字程度の文章にしてください（25 文字を超えないようにしてください）。
- ・ ひらがな、カタカナ、漢字、アルファベット、数字、記号が使用できます。
- ・ 一人 1 作品の応募とします。
- ・ 採用キャッチフレーズ案を原案として、実行委員会が一部修正することがあります。

【鶴見区制 100 周年記念事業のコンセプト】

このまちを形作ってきたたくさんの想い
日々生まれる新しい出会い
多様で彩り豊かなまちつながりを大切にする心
未来に向けて紡ぐ“鶴見愛” 100 年先も、その先も

3 応募資格

- ・ 鶴見区内在住・在勤・在学または鶴見区のゆかりのある方（以前に鶴見区に住んでいた方、家族や親戚が住んでいる方、鶴見区での活動歴がある方など）。プロ、アマチュアは問いません。
- ・ グループでの応募も可能ですが、その場合代表者 1 名を決め、その方が応募の手続きを行ってください。グループでの応募も 1 作品までとします。

4 応募期間

2025 年（令和 7 年）10 月 10 日（金曜日）から 2025 年（令和 7 年）11 月 28 日（金曜日）17 時まで【必着】

5 賞

最優秀賞 1 名、副賞を差し上げます

6 応募方法

横浜市電子申請システム、郵送、FAX、鶴見区役所への持参、いずれかの方法でご応募ください。

(1) 横浜市電子申請システムによる応募

下記からアクセスし、必要事項を記入の上、送信してください。



(2) 郵送、FAX 応募・区役所持参

封書かはがき等に①キャッチフレーズ案、②応募者の氏名（グループ名）、③住所、④年齢、⑤電話番号、⑥メールアドレス、⑦職業（学校名）、⑧キャッチフレーズ案に込めた思い、鶴見区とのエピソードを記載して下記に郵送または FAX するか持参してください。キャッチフレーズ案に込めた思いや鶴見区とのエピソードは鶴見区制 100 周年の広報物等に使用する事がありますので、予めご了承ください。

■郵送・持参先 FAX 送信先

横浜市鶴見区区政推進課企画調整係（鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会事務局）
(平日 8 時 45 分～17 時)

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1

FAX 045-504-7102

7 選考方法及び結果発表

(1) 選考方法

応募作品について実行委員会で審査を行い、採用作品を決定します。

(2) 結果発表

2026 年（令和 8 年）3 月頃、ウェブページで発表予定です。

- 採用作品は、採用作品応募者に通知したうえで、鶴見区制 100 周年のウェブページ及び広報紙で発表します。
- 採用作品応募者の氏名、在住の市区町村名及び年齢（年代）を公表する事があります。
- 採用作品は、のぼり旗の作成などの PR に使用するほか、広く鶴見区の 100 周年記念事業を区内外に発信するときに活用します。

8 応募にあたっての留意事項

- (1) 自作、未発表で、既成のキャッチフレーズに類似しない作品を応募ください。
- (2) 1人(1グループ)1点までとし、1点につき応募用紙は1枚としてください。
- (3) 鶴見区制100周年と無関係な文言を使用しているもの、政治的、宗教的な文言を使用しているもの、法令及び公序良俗に反しているもの、その他、鶴見区のイメージを損なうものは選考の対象としません。
- (4) 応募作品は返却しません。
- (5) 出品料は無料ですが、応募の際に必要な郵送料などの経費については、全て応募者負担とします。
- (6) 選考過程や結果に関する問合せには、一切応じられません。
- (7) 未成年(18歳未満)の方の作品が採用された場合には、副賞の授与にあたって、保護者の同意書を提出していただきます。
- (8) 応募作品の著作権その他一切の権利に関わる問題が生じた場合は、全て応募者責任となります。
- (9) 採用された作品は、実行委員会及び鶴見区役所において一部補正、修正して使用することがあります。
- (10) 採用された作品の著作権、二次使用権、商品化権、公衆送信権その他一切の権利は、実行委員会及び鶴見区役所に帰属します。
- (11) 採用作品応募者は、実行委員会及び鶴見区役所が当該作品を使用するにあたって、著作者人格権を行使しないものとします。
- (12) 採用作品応募者と実行委員会及び鶴見区役所は、最優秀賞に選出されたことを条件に、上記(10)および(11)を内容とした著作権譲渡契約を締結したものとします。※この契約にあたり、最優秀賞の契約料や使用料の金銭的対価はお支払いいたしませんのでご了承ください。
- (13) 今回の募集に際して実行委員会及び鶴見区役所が応募者から取得した個人情報については、キャッチフレーズ案募集に関するもの以外には使用しません。

9 問い合わせ

横浜市鶴見区区政推進課企画調整係(鶴見区制100周年記念事業実行委員会事務局)
〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1
電話: 045-510-1676 ファクス: 045-504-7102
メール: tr-100th-cp@city.yokohama.lg.jp